

新上五島町避難行動要支援者
避難支援プラン（全体計画）

平成２７年１１月

新上五島町

目 次

第1章 総 則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成	1・2
4 要配慮者と避難行動要支援者の定義	2・3
第2章 避難行動要支援者名簿の作成等	5
1 要配慮者の把握	6
2 避難行動要支援者名簿の作成	6
3 名簿の提供	6
4 名簿情報の漏えい防止措置	6
5 名簿の更新	7
第3章 避難支援体制	7
1 災害時要配慮者対策検討委員会の設置	8
2 連絡調整班及び援護支援班の設置	8
3 関係機関との連携	8
4 避難支援体制の構築	8
第4章 情報伝達等	9
1 避難に関する情報	9
2 情報伝達方法	10
3 防災情報の周知	10
第5章 安否確認	11
1 安否確認の方法	11
2 安否情報窓口の設置	11
第6章 避難誘導及び避難所における支援	11
1 避難誘導の手段・経路等	11・12
2 避難所における支援	12・13
第7章 避難行動要支援者避難訓練の実施	13
第8章 避難支援プラン（個別支援計画）の作成	14
1 避難支援プラン（個別支援計画）の目的	14
2 避難支援プラン（個別支援計画）の作成方法	14
3 避難支援プラン（個別支援計画）の更新	14
4 避難支援プラン（個別支援計画）の管理	14
【参考資料】	15、16

第1章 総 則

1 計画の目的

平成16年度に全国で発生した大規模な災害で、多くの高齢者が犠牲になったことから、情報の入手や自力での避難が困難な災害時要援護者の支援体制整備が緊急の課題となった。これを受け、新上五島町における災害対策は、「新上五島町防災初動マニュアル」及び「新上五島町地域防災計画」に基づくが、特に災害時要援護者の生命、身体及び財産を災害から守り、安全を確保するための支援策を策定したところである。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。また、消防職員・消防団員や民生・児童委員など、多数の支援者も犠牲となった。さらに、発災後の避難生活において避難所、福祉避難所が十分な機能を果たさなかったなど、情報提供、避難、避難生活等、様々な場面で、要援護者支援に関する課題が改めて浮き彫りとなった。

これらの課題を踏まえ、国においては、市町村における避難行動要支援者名簿作成の義務化その名簿の利用・提供などの法制上の課題等について、災害対策基本法を改正するとともに、法改正内容を反映させて、これまでの「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定したほか、避難所における生活環境の整備に当たり、具体的に取り組むべき事項を示した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」の策定を行うなど、要配慮者対策への取組を一層強化しているところである。

今回、改正災害対策基本法により、これまでの新上五島町災害時要援護者避難支援マニュアルを新上五島町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に改めるものである。なお、本計画は、災害時における助け合いとして「自助」「共助」「公助」の下、避難行動要支援者の避難行動及び避難生活等の避難支援対策の円滑化を図ることを目的とする。

2 計画の位置付け

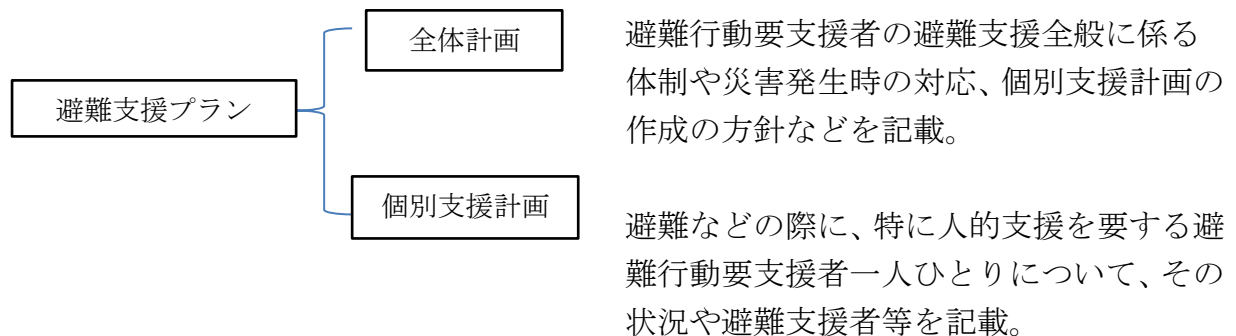
避難支援プラン（全体計画）は、新上五島町地域防災計画における避難行動要支援者対策について、具体化するものである。

3 計画の構成

避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「個別支援計画」により構成する。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別支援計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別支援計画」とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「新上五島町避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）」により作成したものをいう。



4 要配慮者と避難行動要支援者の定義

(1) 要配慮者の定義

要配慮者とは、発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々を指し、以下のような人々を対象とする。

<要配慮者>

- ・高齢者
- ・障害者
- ・難病患者
- ・妊産婦及び乳幼児

これらの要配慮者における避難行動の特徴や災害時におけるニーズについては、次の表にまとめている。

(2) 避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々を指し、具体的には、以下のような人々を範囲とする。

なお、従前より町において呼称していた「災害時要援護者」は「避難行動要支援者」と読み替えるものとする。

<避難行動要支援者>

- ・（在宅の）要介護認定を受けており、介護度が3・4・5に該当する方

- ・（在宅の）身体障害者手帳１・２・３級の交付を受けている方
- ・（在宅の）療育手帳Ａ１・Ａ２・Ｂ１の交付を受けている方
- ・（在宅の）精神障害者福祉手帳１・２級の交付を受けている方
- ・（在宅の）要支援及び要介護１・２で１人暮らしの方
- ・（在宅の）要支援及び要介護１・２で同居者が６５歳以上の高齢者のみの方
- ・（在宅の）長崎県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ・（在宅の）妊産婦・乳幼児（１歳未満）

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急時対等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要となる。
	（寝たきり） 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
障害者	身体障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況が分からず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などが分からなかったりする場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	視覚障害者		
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆談等である。	○補聴器の使用や手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体障害者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車いす等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力で歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療ができなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

表 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）（つづき）

区分		特徴	災害時のニーズ
障害者	知的障害者	○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
	精神障害者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
難病患者		○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベ等が必要。）や薬、ケア用品を携帯する必要がある。	○車いす（電動車いすを除く）・ストレッチャー・担架・リヤカー等の移動用具と支援者を確保しておく。外見ではわからない障害であることを周知する。医療機関との連絡体制を確立しておく。薬やケア用品、電源を確保しておく。
妊産婦及び乳幼児	妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車いす等の用意や、車などの移動手段が必要となる。
	乳幼児 児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。

出典：災害時要援護者対策ガイドライン 日本赤十字社 平成 18 年 3 月

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

災害発生時において避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、日頃からの避難行動要支援者情報（居住地や生活状況等）の把握と関係者間での共有が必要であり、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要である。

そのため、災害対策基本法に基づき、町の関係課で把握している要配慮者情報の集約に努めるものとする。また、町で把握していない難病患者等の要配慮者情報については、必要に応じて、県に対して情報提供を求めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

（1）情報収集の方法

「1 要配慮者の把握」によって集約した要配慮者のうち、特に人的支援を要する避難行動要支援者の情報収集については、以下の方法により行い、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を作成する。

【同意方法】

集約した情報を基に、避難行動要支援者に直接働きかけ、必要な情報を収集する方法。

【手上げ方法】

避難行動要支援者登録制度について広報・周知した後、自ら名簿への登録を希望した者の情報を収集する方法。

（2）名簿の記載事項

- ・氏名
- ・生年月日（年齢）
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・連絡先（電話番号、携帯番号、FAX番号、メールアドレス 等）
- ・避難支援等を必要とする事由（要介護認定、障害者等級 等）

3 名簿の提供

名簿については、災害対策基本法に基づき、本人から同意を得られたものについては、以下の避難支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

新上五島警察署、新上五島町消防本部、新上五島町消防団、郷長・区長・駐在員、自主防災組織、新上五島町社会福祉協議会、新上五島町民生委員・児童委員協議会

4 名簿情報の漏えい防止措置

(1) 町が求める措置

町は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を行うよう、以下の措置を講ずるよう求めることとする。

- ・名簿の管理者を決めて、管理者の管理のもとで名簿を使用する。
- ・名簿の紛失、破損、改ざんその他事故が起こらないように防止する。
- ・名簿を複写しない。
- ・町から名簿の返却を求められた時は、速やかに町に返却する。
- ・避難行動要支援者に関する情報を第三者に提供しない。ただし、本人の同意がある場合や、生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 町における名簿情報の適正管理

町内部における名簿情報の管理については、新上五島町個人情報保護条例、を遵守し、適正に管理するものとする。

5 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうるため、転居、転出及び死亡等による避難行動要支援者の住民登録の変更等が確認された場合は、名簿から削除する。

また、新たに本町に転入してきた避難行動要支援者に対して、毎年9月を目安に平常時から避難支援等関係者に対して名簿を提供することについての同意確認を行う。

なお、名簿の更新がなされた場合は、速やかに避難支援等関係者へ提供するものとし、不要となった更新前の名簿は返却を求め、適正に廃棄するものとする。

第3章 避難支援体制

1 避難行動要支援者避難支援関係者連絡会議の設置

新上五島町地域防災計画に定める災害時要配慮者対策について検討するため、新上五島町避難行動要支援者避難支援関係者連絡会議を設置する。

(1) 位置付け

平常時に、災害時要配慮者対策について検討をするための関係機関及び団体による組織。

(2) 構成

新上五島警察署、消防署、消防団、上五島福祉事務所、上五島保健所、自主防災組織、駐在員、民生・児童委員、各障害者福祉団体、女性団体協議会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、社会福祉施設等及び町の代表者。

(3) 所掌事務

避難行動要支援者情報の共有化、避難支援プラン（個別支援計画）作成の推進

2 連絡調整援護支援班の設置

町は避難支援プランを実効力のあるものとし、避難行動要支援者に対する避難支援業務を的確に実施するため、新上五島町地域防災計画に基づき、民生対策部の下に「連絡調整援護支援班」を設置する。

（１）位置付け

災害対策本部内、民生対策部に設置。

（２）構成

連絡調整援護支援班は民生対策部に所属する職員で構成。

（３）所掌事務

避難行動要支援者に係るものとしては、情報収集及び伝達、関係機関との連絡調整、避難行動要支援者の安全の確保及び支援、二次避難所の開設及び運営等

3 関係機関との連携

町は、避難支援等関係者と連携し、個々の避難行動要支援者に対応する避難支援者を明確化するものとする。

避難支援者は、予め避難行動要支援者に紹介できる候補者を定めるとともに避難行動要支援者本人の意向を尊重した上で、複数名選出する。

なお、避難支援については、避難支援者本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行うよう周知することとする。

4 避難支援体制の構築

避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、避難支援プラン（個別支援計画）を作成し、関係機関や関係団体と連携して支援体制を構築しておく。

なお、避難支援体制の構築にあたっては、避難行動要支援者の支援は避難支援者の任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

さらに、地域において避難行動要支援者支援に関する人材を育成し、避難支援者を増やしていくよう努めるものとする。

第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害が発生する前に避難を終えることが原則であるが、事態の進行や状況に応じて、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難ができるよう、「新上五島町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき避難準備情報、避難勧告・指示等を行う。

【避難勧告等の一覧】

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要配慮者避難情報)	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動をできる者は、避難場所への避難行動を開始
避難指示	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動※

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

2 情報伝達方法

(1) 情報伝達ルート

避難準備情報等については、名簿を活用し、避難支援等関係者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者等に伝達する体制を整備するものとする。さらに、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対して確実に情報伝達できる体制を整備するものとする。

(2) 情報伝達手段

災害時の情報については、以下のような方法等により伝達を行う。

- ・防災行政無線
- ・警察署、消防署及び消防団への要請 ・広報車両
- ・町ホームページへの掲載

また、障害者の状況に応じて、次のような手段の活用を検討する。

- ・聴覚障害者：FAX、電子メール
- ・視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 等

さらに、避難行動要支援者関連施設に対しても、災害に関する情報を伝達し、円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

3 防災情報の周知

防災情報の周知が住民になされるよう、防災マップの配付、町ホームページの活用や地域での防災講座等を行うものとする。

第5章 安否確認

1 安否確認の方法

避難行動要支援者の安否確認については、名簿を基に、町は次のような手段を講じて行うこととする。この際、各自治会や自主防災組織、関係機関、関係団体等のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

また、名簿に登録していない要配慮者の情報についても災害対策基本法に基づき、安否確認を行う体制を整備するものとする。

【確認方法】

○ 避難者名簿
○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告
○ 障害者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告
○ 自治会、自主防災組織等の調査に基づく報告
○ 民生対策部及び関係部署の調査に基づく報告

2 安否情報窓口の設置

町は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、民生対策部内に安否情報窓口を設置する。

第6章 避難誘導及び避難所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

風水害や地震等の災害が発生するおそれがあるため、避難準備情報等を発令した場合は、町と避難支援等関係者が連携し、避難支援プラン（個別支援計画）に基づき、避難誘導を行い、避難場所等において、責任者に引き継ぐものとする。

そのため、平常時から、避難所配置職員の役割分担を明確にするとともに、町、消防署、消防団、自主防災組織等の役割分担を明確にし、連携し対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみるなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定に当たっては、洪水初期の浸水が予想される箇所や倒壊のおそれのあるブロック塀などの危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

2 避難所における支援

(1) 避難所における支援対策

避難所においては、要配慮者の避難状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を発災後速やかに仮設する。特に体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

また、部屋割りにあたっては、介護や医療救護等を考慮し、可能であれば畳のある場所や、個別の部屋を事前に用意しておくことが望ましいため、これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するなど平常時から対応を講じておくこととする。

避難所では、避難者カードや本人・家族の申し出により要配慮者の人数等を把握し、避難所内の要配慮者のためのスペースの確保等を行う。また、要配慮者の要望を把握するため、連絡調整班が中心になり、自主防災組織や福祉関係者、そして避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者相談窓口を設ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性を配置するなどの配慮を行う。

避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるため、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、必要に応じて、手話通訳者の派遣を民生対策本部に要請するなど、特段の配慮を行うものとする。

避難生活が長期化する場合は、要配慮者の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要となるため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施する。また、発災から数日が経過すると内科系、慢性疾患、精神科系への対応が新たに必要となるため、具合の悪い人自らの申し出の徹底や、診療所や医療救護所の開設状況等の周知等を行う。要配慮者の状況により、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、予め、関係団体、事業者等との協定を結ぶなど、平常時から役割分担を明確にしておくこととする。

(2) 二次避難所（福祉避難所）の体制整備

町は、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した二次避難所（福祉避難所）を予め指定する。二次避難所（福祉避難所）として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

二次避難所（福祉避難所）への避難においては、避難者カード又は名簿をもとに、避難が必要な者の状況等を把握し、町が指定した二次避難所（福祉避難所）への移送を行う。

二次避難所（福祉避難所）については、避難支援プラン（個別支援計画）の作成を通して、その所在や避難方法について避難行動要支援者を含む地域住民に対し、予め周知するものとする。

第7章 避難行動要支援者避難訓練の実施

避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、避難支援等関係者が中心となり、避難行動要支援者や避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難支援プラン（個別支援計画）の作成や避難訓練の実施等により、支援体制の充実を図る。

避難訓練では、地域全体の防災意識の向上を目的とし、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行う。実施にあたっては、消防署や消防団とも連携を図りながら、名簿を活用した避難行動要支援者の居住情報を共有することが重要である。また、地域住民や避難行動要支援者、避難支援者の積極的な参加を図る。併せて避難行動要支援者に対する情報伝達や避難支援の訓練を行うこととする。

第8章 避難支援プラン（個別支援計画）の作成

1 避難支援プラン（個別支援計画）の目的

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、予め、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを定めておくことが必要である。

そのため、自治会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者が中心となり、「新上五島町避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）」を作成する。

2 避難支援プラン（個別支援計画）の作成方法

避難支援プラン（個別支援計画）の作成にあたっては、個人情報保護条例の規定に基づき、町は避難支援等関係者と避難行動要支援者の情報を共有した上で、避難支援等関係者が中心となって、避難行動要支援者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について、具体的に話し合いながら作

成する。なお、避難支援者については、支援者自身の不在や被災も考慮し、複数の支援者を決めておく。

また、避難支援プラン（個別支援計画）は、避難行動要支援者本人、その家族及び町の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者等避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、個人情報の取扱いに関する研修を開催し、誓約書等の提出により守秘義務を確保する。

3 避難支援プラン（個別支援計画）の更新

避難支援プラン（個別支援計画）は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。したがって、「2 避難支援プラン（個別支援計画）の作成方法」のとおり、その保護に留意することとする。

また、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を定期的に行っていくこととする。

具体的には、避難支援プラン（個別支援計画）の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申請があった場合は、その都度速やかに更新する。その他の場合は、避難支援者等の協力を得て更新を行う。

4 避難支援プラン（個別支援計画）の管理

避難支援プラン（個別支援計画）の内容は第三者が閲覧することのないようにするとともに、併せて、災害発生時の緊急の閲覧に支障をきたさないように留意する。避難支援プラン（個別支援計画）を保管する場合には施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

【参考資料】

- ・新上五島町避難行動要支援者名簿（事前提供名簿）登録同意書
- ・新上五島町避難行動要支援者避難支援プラン（個別支援計画）